



伊佐市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月  
伊佐市教育委員会



## <計画策定に当たって>

今般の改正給特法を受け、服務監督権者である伊佐市教育委員会は、「伊佐市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下：本計画）を策定いたしました。

本計画の取組を推進するに当たり、より実効性のあるものにするために、以下のことに留意していただきたいと考えています。

- 各学校長と教育委員会は、学校の管理運営において責任を有するものであり、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備に加え、教職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を有しています。
- 教職員の人事評価において、管理職は本計画を踏まえた組織マネジメントに関する目標を設定したり、教職員は業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進について目標等を設定したりするなど、具体的な記載を基に、その達成に向けて取り組んでいくことが大切です。
- 「在校等時間」とは、超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教職員が校内に在校している時間及び校外での業務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものになります。
- 自宅等に持ち帰って業務を行う時間は、在校等時間には含まれません。本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を守るためだけに、持ち帰りの時間が増加してしまうことは、厳に避けなければなりません。
- 本計画における目標等は、あくまで計画期間中に係るもので、時間外在校等時間は可能な限り少なくすることを目指すべきであり、「上限である月30時間までなら構わない」という趣旨ではありません。

## 目次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	3
ア 学校以外が担うべき業務	3
(ア) 登下校時の通学路における日常的な見回り活動	3
(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応	3
(ウ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化)	3
(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	3
(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	3
イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	3
(ア) 調査・統計等への回答	3
(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備	4
(ウ) 地域開放施設(学校プール・体育館等)・設備の管理	4
(エ) 校舎の解錠・施錠	4
(オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮	4
(カ) 校内清掃	4
(キ) 部活動	4
ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	4
(ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備	4
(イ) 学校行事の準備・運営	5
(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	5
(2) 学校における措置の推進	5
(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠であり、第2次伊佐市教育振興基本計画（前期）にも「今後5年間に集中して取り組む施策」として位置付けています。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

本市の全ての子どもたちが、変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域がその役割を一層自覚し、それぞれが連携して地域全体で心豊かで健やかな子どもの育成を目指していくことが重要です。学校教育において、子どもたちを最前線で支える教職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていただけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本市の学校教育が更に充実するとともに、教職員一人一人が意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

### (2) 本市の現状

本市では、令和4年5月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教師の勤務時間の上限に関する指針（伊佐市）」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、学校訪問や諸研修会等の見直しや学校給食費の公会計化、部活動休養日の設定、教育業務支援員・ICT支援員の配置などを行うとともに、管理職研修会において学校の業務改善に係る取組に関する研究協議等を行うなど、管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

その成果として、各学校では、定時退校日の設定や会議の効率化、行事や業務の精選など、退校時間を意識した取組が進んできました。

こうした取組の結果、本市における学校職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

年 度	学校種	月 45 時間以下	月 45 時間超～ 80 時間以下	月 80 時間超
令和6年度 上半期 (4～9月)	小学校	81.7%	17.0%	1.3%
	中学校	65.0%	29.7%	5.3%
令和6年度 下半期 (10～3月)	小学校	88.1%	10.7%	1.2%
	中学校	75.7%	22.8%	1.5%

時間外の在校等時間が月 80 時間を上回る割合については、小・中学校ともにそれほど多くはないものの、月 45 時間を上回る割合は、小学校で 2 割弱、中学校で約 3 割となっています。校種、また、職種によっても状況に差が見られることから、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」や「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づいて、本計画を策定するものです。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にします。
- イ 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にします。
- ウ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にします。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(注)【 】内は令和6年度の数値

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にします。【13.4 日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8.0%まで減少させます。【11.2%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 80 以下とします。【87】
- エ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指し、ストレスチェックにおける仕事に対する満足度を 3.0 以上とします。【2.89】

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

国の目標設定が令和11年度までとされていること、また、第2次伊佐市教育振興基本計画（前期）の期間が令和11年度までとなっていることから、本計画の期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、毎年度、目標等の達成状況を踏まえた必要な見直し等を行います。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見回り活動

- ・ 各地域や学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。
- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについて、学校が独自に行わないこととします。
- ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化)

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化について検討します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーターが中心となって行うものとします。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域コーディネーターと学校の連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとします。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- ・ 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会であらかじめ確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。

- ・ 職員会議のペーパーレスの推進と I C T 機器等を活用した調査の実施を推進します。
  - ・ 調査回答の入力・集約を教育業務支援員も行うことを推進します。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、I C T 機器・ネットワーク設備
- ・ 学習 e ポータルを活用して、学校・学級からの案内・連絡等を電子化します。
  - ・ 拠点校に I C T 支援員を配置し、学校ホームページの更新作業や I C T 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理等、全ての小中学校の支援を行います。
- (ウ) 地域開放施設（学校プール・体育館等）・設備の管理
- ・ 地域開放施設（学校プール・体育館等）の管理業務について、外部委託等の検討を行います。
- (エ) 校舎の開錠・施錠
- ・ 校舎の開錠・施錠が、特定の管理職に集中しないように、役割分担をするなどの取組を推進します。
  - ・ 県や他市町村の動向を注視しつつ、外部委託等について検討します。
- (オ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ・ 児童生徒の休み時間に想定されるリスクについて、標準化されたマニュアルを作成します。
- (カ) 校内清掃
- ・ 各学校の実態に応じて、毎日清掃を見直し、放課後の時間確保を図ることを推進します。
- (キ) 部活動
- ・ 令和 9 年度までに、拠点校を中心に部活動指導員の配置を行うことを目標とします。また、当面の間、部活動指導員の配置により、市内 3 中学校で拠点校部活動（合同部活動）を実施しながら、部活動の地域展開を推進します。

#### ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備
- ・ 給食時の対応は、複数の教職員による対応を推進します。
  - ・ 教育業務支援員や理科支援員が授業準備や採点作業等の補助を行うことを推進します。
  - ・ 統合型校務支援システムや校務共有・支援システムを活用して、公簿整理・成績処理や教職員間の連絡・情報共有等に係る事務負担を軽減します。
  - ・ 中学校において、デジタル採点支援システムを活用して、採点・集計・成績管理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 学校行事の準備・運営

- ・ 学校行事の準備、運営について、教育的価値を踏まえながら、地域等外部との連携を推進します。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を 70%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を、学校のニーズを踏まえつつ効果的に実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築します。
- ・ 必要に応じて、医療的ケア看護職員の学校派遣や特別支援教育支援員を配置します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となっているか確認し、必要に応じて指導・助言します。併せて、施行規則別表外の見直しについても必要に応じて指導・助言します。
- ・ 学校行事や様々な教育活動について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合を促進します。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ デジタル技術の活用により校内・教職員間の事務・連絡業務や保護者対応等の校務を効率化します。
- ・ 勤務時間外の電話対応等について、自動音声機能等に対応した機器の導入を検討します。
- ・ 各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、この実施計画に適合するものとなるように支援や指導を行います。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。
- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間程度の一斉閉校期間の設定を行います。
- ・ 早出遅出勤務制度など柔軟な働き方について県教育委員会との連携を図り、研究・検討をすすめます。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、伊佐市のホームページで報告するとともに必要な見直しを行い、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたって、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。また、原則として行わないこととしている持ち帰り業務についても、その実態把握に努めます。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。